

## 第5回 岩倉市自治基本条例検討委員会

岩崎先生より

### 〈なぜ、自治基本条例？〉

○ 岩倉市の憲法（最高規範性を持つ条例を）をつくる。

○ 「市民にやさしく、行政に厳しく」で、OK！

○ Plan→Do→Check→Action

市民の参加

概ね確立



概ね確立

これまでは

行政まかせ

→ここへの市民の参画＝「協働」

進めるためのハードルを

取り除くための条例づくり

もっともりこんでも  
いいのではないか



〈アドバイス〉

(注意事項)

- 「～等」とした場合はその内容を明らかにしておく必要がある。
- 用語の定義の順番は要検討 (順番がテレコにならないよう)
- 自治の原則のうち、協働、信頼、情報共有の順番は再考しては？  
② ③ ①先生の案
- 市民の役割と責務：事業者は？ なくていい！
- 市民に不参加の権利は確保しないとイケない。
- 議会の役割と責務：「 」書きは法制チェックが通るか？
- 市長の役割と責務：第3項は好き (個人的に) 議論の経緯 想いを残す意義はある  
条例の検証の対象になる
- 今後の動き (行政による条文化、議会との折衝) による変化はあるかもしれない。  
しかし、議事録、解説文には残る。
- 市民参加 (条例)：市民、市民活動団体、地域活動団体、行政のつながりで公を支えていく。  
(市民の協働による活動も自治)  
基本：公への民の参加  
提案：民と民との協働 ←加えたら？  
「別に条例を定める」という記述を残すのは一案。 ←「議論の先送り」ではない
- 住民投票 (条例)：今の時点では踏み込みすぎは避ける方がいいかもしれない。
- 第22条は時代を表す条文  
↳災害時の個人情報の問題←解説文に
- 条例の実行性の確保、見直しは一緒でもいいかも

## ■総則

### 第1条 目的

- ・「市民福祉の向上」、「ふれあい支えあい」などまちづくりの目標のような記述はないが？

前文、目的のいずれもかたい印象

おおまかな方向性は必要

議論のなかでは「古いのでやめよう」ということ

(cf.一宮市のはいいがとなりなので真似しづらい)

### 第3条 用語の定義

- ・地域活動団体→地域団体
- ・(9) 市民自治活動 追加

市民が住みやすいまちづくりをめざし、自主的に行う多様な

自主的な団体、行為等項目をまとめる。

- ・地域団体
- ・まちづくり
- ・市民活動団体など
- ・協働

## 第2章 市民の権利と役割と責務

### 第5条 市民の権利

- ・(2) 市が保有している情報とは？
  - ・個人情報保護条例 etc その他の条例で規定するものを越えないもの
  - ⇒第17条の内容にゆだねている。
- ・(3) 市民が住民票がない人も含まれているが、その人も等しくサービスを受けられるのか
  - ・サービスにも種類があり、制限・条件がある。
  - その条件にのっとった人が受けられるの意。
  - ・「市民の役割と責務(3)の応分負担との照らしあわせ

⇒この考えにのっとって読みとる旨を逐条解説に載せる。

### 第6条 市民の役割と責務

- ・第6条1項と

### 第7条 議会及び議員の役割と責務

- ・第7条の中に出てくる“市民”の定義
  - ・選挙権の問題ではあるが、子ども etc の信託は受ける必要がある。
  - 意見として受けとめて検討する。

### 第8条 市長の役割と責務

- ・「夢を育てる」だけではなく「実現する努力をしてもらいたい」
- “実現する努力を促してもらう”
  - ・市長はカッコよくいて欲しい
  - ・職員が意欲的に市政に取り組んでほしい

等々をこめている

・「夢」は叶えたりもったりするものでは？

cf. 市民と職員が夢を抱けるような存在でなければなりません。

・～実現に向けて努力しなければなりません。

・「夢を叶える、抱く」方法論がないのに無責任に記載しても良いのか？

cf: 任期中に1回は市民が感動するスピーチをして欲しい。

cf: アンケート「市長に夢を育ててもらいましたか？」を問う。

・評価は難しいが抽象的な表現から市長に考えて欲しい。

・経緯としては、最近市役所が暗い

→ もっと職員がイキイキできる場に！という想いを込めた。

・市長がかっこよくなくても、市民・職員がイキイキしていれば良いのでは？

↳ 意見としては賛同、部会で議論

・第8条2項 前文に記載されている“基本理念”とは？

・条例の主旨、全体が醸し出すもの

↳ “目的、基本原則 etc”と明記した方が良い。

↳ 逐条解説に盛り込む

第8条2項⇒本条例に基づき

・“自治を推進”、“まちづくりを推進”の使い分けが必要では

・“協働”は方法論

#### 残りの検討項目

P.14	第10条 市民参加の別条項 + 子どもの条文の追加
P18、22	第13条 22条の重複
P23	市の特徴
P24、25	条例の実項性の確保の別条項
P17	住民投票の常設、非常設の議論
P19	執行機関の組織についての議論